

○厚生労働省令第四号
国土交通省令第四号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四百四号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省・厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和七年六月二十四日

厚生労働大臣 福岡 資麿

国土交通大臣 中野 洋昌

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省・厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成二十九年国土労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章 都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画（第一条） 第二章 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業（第二条―第四条） 第三章 居住安定援助賃貸住宅事業（第五条―第三十八条） 第四章 住宅確保要配慮者居住支援法人（第三十九条―第五十条） 附則 第一章 都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画 （住民の意見を反映させるために必要な措置） 第一条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）第五条第九項（同条第十一項及び法第六条第四項において準用する場合を含む。）の国土交通省令・厚生労働省令で定める方法は、都道府県賃貸住宅供給促進計画（法第六条第四項において準用する場合にあつては、市町村賃貸住宅供給促進計画）の案及び当該案に対する住民の意見の提出方法、提出期限、提出先その他住民の意見の提出に必要な事項を、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な手段により住民に周知する方法とする。 第二章 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業 （登録事業者の要件） 第二条 法第二十一条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。	（新設） （新設） （新設） （登録事業者の要件） 第一条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）第二十一条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 支援協議会の構成員であること。

二 支援法人であること。

三 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）第三条第一項の登録を受けていること。

四 支援協議会の構成員が団体である場合にあっては、当該団体の構成員であること。

五 前各号のいずれかに該当する者に対し、登録住宅のうち、法第二十一条第一項の規定による通知に係る同項に規定する被保護入居者（次条において「被保護入居者」という。）が入居するものの管理を委託していること。

第三条（略）

（通知の方法）

第四条 法第二十一条第一項の規定による通知は、別記様式第一号による通知書により行うものとする。

2 前項の通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、保護の実施機関（生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関をいう。第三十七条第二項において同じ。）が次に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

一 当該通知をしようとする者が第二条各号に掲げる要件のいずれかに該当することを証する書面

二 （略）

第三章 居住安定援助賃貸住宅事業

（居住安定援助計画の認定の申請）

一 法第五十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員であること。

二 法第四十条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人であること。

三 賃貸住宅管理業者登録規程（平成二十三年国土交通省告示第九百九十八号）第三条第一項の規定による登録を受けていること。

四 第一号の構成員が団体である場合にあっては、当該団体の構成員であること。

五 前各号のいずれかに該当する者に対し、法第十条第五項に規定する登録住宅のうち、法第二十一条第一項の規定による通知に係る同項に規定する被保護入居者（次条において単に「被保護入居者」という。）が入居するものの管理を委託していること。

第二条（略）

（通知の方法）

第三条 法第二十一条第一項の規定による通知は、別記様式による通知書により行うものとする。

2 前項の通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関が次に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

一 通知をしようとする者が第一条各号に掲げる要件のいずれかに該当することを証する書面

二 （略）

（新設）

第五条 法第四十条第一項の規定により居住安定援助計画の認定（第七条及び第八条において「認定」という。）を申請しようとする者は、別記様式第二号による申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。

（新設）

（法第四十条第二項第七号の国土交通省令・厚生労働省令で定める者）

第六条 法第四十条第二項第七号の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、配偶者その他の親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。）であつて、日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者と生計を一にするものとする。

（新設）

（居住安定援助計画の記載事項）

第七条 法第四十条第二項第十一号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第一号又は第二号に掲げる事項については、都道府県知事等において当該事項の記載の必要がないと認めるときは、当該事項の記載を省略させることができる。

（新設）

- 一 認定を受けようとする者が法人である場合においては、その役員の氏名
- 二 認定を受けようとする者が未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称、住所並びにその代表者及び役員の氏名）
- 三 居住安定援助賃貸住宅の名称
- 四 着工又は竣工の年月
- 五 居住安定援助賃貸住宅に関する権利の種別及び内容
- 六 居住安定援助賃貸住宅への入居に関する問合せを受けるための連絡先

（居住安定援助計画に添付する書類）

第八条 法第四十条第三項の国土交通省令・厚生労働省令で定める書類

(新設)

(第二十二條第二項において「添付書類」という。)は、次に掲げるものとする。

- 一 居住安定援助賃貸住宅の規模及び設備の概要を表示した間取図
- 二 居住安定援助のうち第十四条第一号の基準に係るものの内容の概要図
- 三 認定を受けようとする者(法人である場合には当該法人並びにその代表者及び役員を含む。)、第二十條に規定する使用人並びに居住安定援助賃貸住宅の転貸借が行われている場合にあつては、当該居住安定援助賃貸住宅の所有者及び転貸人が法第四十二條各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面
- 四 認定を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その代表者及び役員を含む。)が法第四十二條第一号から第五号までに掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面
- 五 居住安定援助賃貸住宅の構造が、第十條第一号に掲げる基準に適合するものであることを誓約する書面
- 六 居住安定援助賃貸住宅が昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものであるときは、地震に対する安全性に係る建築基準法(昭和二十五年法律第二百一號)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(以下この号及び第十條第一号ロにおいて「耐震関係規定」という。)に適合するもの又はこれに準ずるものであることを確認できる書類で次に掲げるもの。ただし、認定の申請時に居住安定援助賃貸住宅が耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものでなく、かつ、申請前に当該居住安定援助賃貸住宅の耐震改修(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三號)第二條第二項に規定する耐震改修をいう。第十條第一号ロ(2)において同じ。)の工事を行うことができない特別の事情がある場合において、当該工事の完了後に耐震関係規定に適合するもの又はこ

れに準ずるものとなるときは、当該工事の計画の概要を記載した書面をもって代えることができる。

イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第四条第一項に規定する基本方針のうち同条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項に基づいて建築士が行った耐震診断（同法第二条第一項に規定する耐震診断をいう。）の結果についての報告書

ロ 既存住宅（建設工事の完了の日から起算して一年を経過した住宅又は人の居住の用に供したことがある住宅をいう。ハ及び次条において同じ。）に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条第三項の建設住宅性能評価書

ハ 既存住宅の売買に係る特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十九条第二号の保険契約が締結されていることを証する書類

ニ イからハまでに掲げるもののほか、住宅の耐震性に関する書類

七 認定の申請が基本方針（居住安定援助賃貸住宅が市町村賃貸住宅供給促進計画が定められている市町村の区域内のものである場合にあっては基本方針及び市町村賃貸住宅供給促進計画、居住安定援助賃貸住宅が都道府県賃貸住宅供給促進計画が定められている都道府県の区域（当該市町村の区域を除く。）内のものである場合にあっては基本方針及び都道府県賃貸住宅供給促進計画。第三十五条第一項第十二号において同じ。）に照らして適切なものであることを誓約する書面

八 その他都道府県知事等が必要と認める書類

（規模の基準）

第九条 法第四十一条第一号（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令・厚生労働省令で定める各戸の床面積の規模は、二十五平方メートルとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める基準によることができる。

一 既存住宅である場合（第三号に掲げる場合を除く。） 十八平方

（新設）

メートル

- 二 次条第二号イただし書に規定する場合（次号に掲げる場合を除く。） 十八平方メートル
- 三 既存住宅であつて次条第二号イただし書に規定する場合 十三平方メートル
- 四 居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人が共同して利用する場合 国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準

（構造及び設備の基準）

第十条 法第四十一条第二号（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令・厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 次のいずれにも該当すること。

イ 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）若しくは建築基準法又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定（ロ(1)及び(2)に規定するものを除く。）に違反しないものであること。

ロ 次のいずれかに該当すること。

(1) 耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものであること。

(2) 第八条第六号ただし書に規定する場合にあつては、耐震改修の工事の完了後において耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものとなること。

二 次のいずれかに該当すること。

イ 各戸が台所、便所、収納設備及び浴室又はシャワー室を備えたものであること。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各居住部分が台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えたものであることを要しない。

ロ 居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人が共

（新設）

同して利用する場合にあっては、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準を満たすものであること。

(入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲の基準)

第十一条 法第四十一条第三号（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令・厚生労働省令で定める基準は、特定の者について不当に差別的なものでないこと、入居を受け入れることとする者が著しく少数となるものでないことその他の住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないものであることとする。

(専用戸数の基準)

第十二条 法第四十一条第四号（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令・厚生労働省令で定める数は、一戸とする。

(賃貸の条件に関する基準)

第十三条 法第四十一条第五号（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令・厚生労働省令で定める基準は、居住安定援助賃貸住宅の家賃の額が、近傍同種の賃貸住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであることとする。

(居住安定援助の内容に関する基準)

第十四条 法第四十一条第六号（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令・厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者（以下この条において「要援助者」という。）に居住安定援助を提供する場合 次のイからハまでのいずれにも適合する居住安定援助を提供するものであること。

イ 一日に一回以上、通信機器の設置その他の方法により、要援助

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

者の安否の確認（第二十九条第一項において「安否確認」という。）を行うこと。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

ロ 一月に一回以上、要援助者への訪問その他の方法により、当該要援助者の心身及び生活の状況の把握（第二十九条第一項において「見守り」という。）を行うこと。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

ハ 福祉サービスへのつなぎ（要援助者の心身及び生活の状況に応じた利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言を適切に実施し、必要に応じて、当該要援助者が行政機関その他福祉サービスを提供する者と接触するための援助をすることという。第二十九条第一項において同じ。）を行うこと。

二 要援助者以外の認定住宅入居者に居住安定援助を提供する場合
当該認定住宅入居者の心身の状況、希望その他の事情を踏まえ、必要に応じて、前号イからハまでに掲げる居住安定援助に準ずるものを提供するものであること。

（居住安定援助の提供の条件の基準）

第十五条 法第四十一条第七号（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令・厚生労働省令で定める基準は、居住安定援助の提供の対価が、当該居住安定援助の提供に要する費用に照らして不当に高いものでないこととする。

（都道府県賃貸住宅供給促進計画で定める事項）

第十六条 都道府県は、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準に従い、市町村賃貸住宅供給促進計画が定められている市町村の区域以外の区域について、都道府県賃貸住宅供給促進計画で、第九条及び第十條第二号の基準を強化し、又は緩和することができる。

2 都道府県は、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準に従い、市町村賃貸住宅供給促進計画が定められている市町村の区域以外の区

（新設）

（新設）

域について、都道府県賃貸住宅供給促進計画で、第十二条の基準を強化することができる。

(市町村賃貸住宅供給促進計画で定める事項)

第十七条 市町村は、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準に従い、市町村賃貸住宅供給促進計画で、第九条及び第十条第二号の基準を強化し、又は緩和することができる。

2 市町村は、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準に従い、市町村賃貸住宅供給促進計画で、第十二条の基準を強化することができる。

(心身の故障により居住安定援助賃貸住宅事業を適正に行うことができない者)

第十八条 法第四十二条第五号（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により居住安定援助賃貸住宅事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(心身の故障により認知等を適切に行うことができない状態となった場合の届出)

第十九条 認定事業者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該認定事業者又はその法第四十二条第六号に規定する法定代理人、同条第七号に規定する役員若しくは次条に規定する使用人が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、別記様式第三号による届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを都道府県知事等に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(使用人)

第二十条 法第四十二条第七号及び第八号（これらの規定を法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令・厚生労働省令で定める使用人は、居住安定援助賃貸住宅事業に関し事務所の代表者である使用人とする。

(新設)

（法第四十四条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める軽微な変更等）

第二十一条

法第四十四条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(新設)

一 認定事業者が法人である場合においては、その役員の氏名の変更
二 認定事業者が未成年者でその法定代理人が法人である場合においては、その代表者及び役員の氏名の変更

三 居住安定援助賃貸住宅の名称の変更

四 法第四十条第二項第七号に規定する専用戸数の増加に係る変更

五 家賃、敷金又は共益費の減額に係る変更

六 居住安定援助の対価の減額に係る変更

七 居住安定援助賃貸住宅への入居に関する問合せを受けるための連絡先の変更

八 前各号に掲げるもののほか、居住安定援助賃貸住宅事業の実施に支障がないと都道府県知事等が認める変更

2 認定事業者は、前項各号（第八号を除く。）に掲げる変更をするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事等に提出しなければならぬ。

一 認定番号

二 変更の内容

三 変更予定年月日

（居住安定援助計画の変更の認定の申請）

第二十二条

法第四十四条第一項の居住安定援助計画の変更の認定を申

(新設)

請しようとする認定事業者は、別記様式第四号による申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、当該居住安定援助計画の変更が添付書類の変更を伴う場合にあつては、当該変更後の添付書類を添付しなければならない。

(廃止の届出等)

第二十三条 法第四十四条第三項の規定による廃止の届出は、別記様式第五号による届出書により行うものとする。

2 都道府県知事等は、前項の規定による届出があつたときは、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

一 認定事業者が個人の場合にあつてはその氏名及び住所、法人の場合にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所

二 認定番号

三 事業廃止の年月日

(地位の承継の承認の申請)

第二十四条 法第四十五条の承認を受けようとする者は、別記様式第六号による申請書に、地位の承継の事実を証する書類(次条において「証明書類」という。)及びその写しを添えて、都道府県知事等に提出しなければならない。

(地位の承継の承認の通知)

第二十五条 都道府県知事等は、法第四十五条の承認をしたときは、速やかに、別記様式第七号による通知書に証明書類を添えて、当該承認を受けた者に通知するものとする。

(居住安定援助を行う場合における契約締結前の書面の交付及び説明)

(新設)

(新設)

(新設)

第二十六條 法第四十六條第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

(新設)

- 一 居住安定援助の提供の条件があるときは、その内容
- 二 入居契約の内容及びその締結の条件

(法第四十六條第二項の承諾に関する手続等)

第二十七條 法第四十六條第二項の承諾は、認定事業者が、あらかじめ

(新設)

、当該承諾に係る認定住宅に入居しようとする住宅確保要配慮者に対し同項の規定による提供に用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、次条の規定によるものをいう。以下この条及び第三十五條第二項において同じ。）の種類及び内容を示した上で、当該住宅確保要配慮者から書面又は第三項で定める方法（第五項において「書面等」という。）によつて得るものとする。

2 前項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 次条第一項各号に掲げる方法のうち認定事業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

3 第一項の承諾の取得及び第五項の申出の方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 認定住宅に入居しようとする住宅確保要配慮者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて認定事業者の使用に係る電子計算機に第一項の承諾又は第五項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 認定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて認定住宅に入居しようとする住宅確保要配慮者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨

を記録する方法

- 二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。次条第一項第二号及び第二十九条において同じ。）をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法
- 四 前項各号に掲げる方法は、認定事業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
- 五 認定事業者は、第一項の承諾を得た場合であっても、当該承諾に係る認定住宅に入居しようとする住宅確保要配慮者から書面等により法第四十六条第二項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該住宅確保要配慮者から再び第一項の承諾を得た場合は、この限りでない。

（契約締結前の書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第二十八条 法第四十六条第二項の国土交通省令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
- イ 認定事業者の使用に係る電子計算機と認定住宅入居者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、当該認定住宅入居者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル（専ら当該認定住宅入居者の用に供されるファイルという。以下この条において同じ。）に記録する方法
- ロ 認定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて認定住宅入居者の閲覧に供し、当該認定住宅入居者の使用に係る電子計算機に備えられた当該認定住宅入居者の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法

（新設）

ハ 認定事業者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて認定住宅入居者の閲覧に供する方法

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 認定住宅入居者が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、記載事項を認定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を認定住宅入居者に対し通知するものであること。ただし、当該認定住宅入居者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

三 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、記載事項を認定事業者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を認定住宅入居者に対し通知するものであること。ただし、当該認定住宅入居者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

(帳簿)

第二十九条 法第四十八条の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 認定住宅に入居する全ての者の氏名並びに入居及び退居の年月日
- 二 居住安定援助の提供の対価及び提供の条件に関する事項
- 三 安否確認において、異常の発生を検知した年月日並びに当該異常の発生状況及び発生後の対応
- 四 見守りを行った年月日及びこれにより把握した認定住宅入居者の状況
- 五 福祉サービスへのつながりを行った年月日及び当該福祉サービスへ

(新設)

のつなぎの内容

六 居住安定援助（安否確認、見守り及び福祉サービスへのつなぎを除く。）を提供した年月日及びその内容

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ認定事業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第四十八条の帳簿（次項において「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3 認定事業者は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後五年間保存しなければならない。

（認定事業者の報告）

第三十条 法第四十九条の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第四十六条、第四十八条、第五十条及び第五十一条に規定する業務に係る法令遵守の状況

二 法第四十七条に規定する認定計画（次項及び第三十四条において「認定計画」という。）の内容と現況との間の相違等

三 前二号に掲げるもののほか、都道府県知事等が必要と認める事項
2 認定事業者は、前年度における居住安定援助の実施の状況及び前項各号に掲げる事項を記載した別記様式第八号による報告書を認定計画ごとに作成し、毎年六月三十日までに都道府県知事等に報告しなければならない。

（専用賃貸住宅の目的外使用の承認を受けるための専用賃貸住宅の入居者を確保することができない期間）

第三十一条 法第五十条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める期間は、三月とする。

（新設）

（新設）

(専用賃貸住宅の目的外使用の承認の申請)

第三十二条 法第五十条第一項の承認を受けようとする者は、別記様式第九号による申請書を、都道府県知事等に提出しなければならない。

(新設)

(専用賃貸住宅の目的外使用の賃貸借の期間)

第三十三条 法第五十条第三項の国土交通省令・厚生労働省令で定める期間は、五年とする。

(新設)

(公示)

第三十四条 認定事業者は、認定計画に記載された事項(法第四十条第二項第一号、第二号(認定住宅の存する市町村の名称に限る。)、第三号及び第七号から第十号まで並びに第七条第六号に掲げる事項に限る。)をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

(新設)

(認定事業者の遵守すべき事項)

第三十五条 法第五十一条の認定事業者の遵守すべき事項は、次に掲げるものとする。

(新設)

一 居住安定援助賃貸住宅事業の業務に関して広告をする場合にあっては、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める表示についての方法を遵守すること。

二 法第四十六条第一項の規定に基づき認定住宅入居者に対して説明した事項に変更があったときは、当該認定住宅入居者に対し、その変更の内容を記載した書面を交付して説明すること。

三 自ら管理する認定住宅を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって認定住宅入居者の居住の安定の確保に支障を及ぼさないように努めること。

四 福祉サービスその他のサービスの提供に関する事業を実施する者(次号において「福祉サービス等事業者」という。)又はその従業者に対して、当該サービスを利用する者又はその家族に当該認定事

業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。

五 福祉サービス等事業者又はその従業者から、認定住宅入居者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないこと。

六 認定住宅において提供する居住安定援助について、特定の認定住宅入居者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。

七 認定住宅入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、当該認定住宅入居者に対し、提供できる居住安定援助の内容その他認定住宅に関し必要な情報の提供を行い、その心身の状況や希望に応じた居住安定援助を提供するとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供する等認定住宅入居者の居住の安定を図るよう努めること。

八 プライバシーの確保に配慮した運営を行うこと。

九 認定住宅入居者に対する居住安定援助の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該認定住宅入居者に対し、当該居住安定援助の提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行うこと。

十 正当な理由がなく、その業務上知り得た認定住宅入居者の秘密を漏らさないこと。

十一 認定事業者の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た認定住宅入居者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。

十二 その他基本方針に照らして適切な業務を行うこと。

2 認定事業者は、前項第二号の規定による書面の交付に代えて、認定住宅入居者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該認定事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

3 第二十七条の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、同条中「認定住宅に入居しようとする住宅確保要配慮

者」とあるのは「認定住宅入居者」と、同条第一項及び第五項中「法第四十六条第二項」とあるのは「第三十五条第二項」と、「当該住宅確保要配慮者」とあるのは「当該認定住宅入居者」と読み替えるものとする。

(認定事業者の要件)

第三十六条 法第五十三条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 支援協議会の構成員であること。
- 二 支援法人であること。
- 三 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第三条第一項の登録を受けていること。
- 四 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十三号）第二十条第二号の登録を受けていること。
- 五 支援協議会の構成員が団体である場合にあつては、当該団体の構成員であること。
- 六 前各号のいずれかに該当する者と共同して居住安定援助賃貸住宅事業を実施する賃貸人であること。
- 七 第一号から第五号までのいずれかに該当する者に対し、認定住宅のうち、法第五十三条第一項の規定による通知に係る同項に規定する被保護認定住宅入居者が入居するものの管理を委託していること。

(通知の方法)

第三十七条 法第五十三条第一項の規定による通知は、別記様式第十号による通知書により行うものとする。

2 前項の通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、保護の実施機関が次に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

一 当該通知をしようとする者が前条各号に掲げる要件のいずれかに該当することを証する書面

二 賃貸借契約書の写し又はこれに代わる書類

(情報の公示)

第三十八条 都道府県知事等は、法第五十六条第一項又は第二項の規定により法第四十四条第三項に規定する計画の認定を取り消したときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

第四章 住宅確保要配慮者居住支援法人

(支援法人に係る指定の申請)

第三十九条 法第六十条第一項第六号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 支援業務を開始しようとする年月日

二 支援業務に関する問合せを受けるための連絡先

(支援業務の実施に関する計画の記載事項)

第四十条 法第六十条第二項第一号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 組織、人員及び運営に関する事項

二 支援業務の概要及び実施の方法に関する事項

三 地方公共団体並びに住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項

四 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項

2 前項第二号に掲げる支援業務の概要及び実施の方法に関する事項は、住宅確保要配慮者から対価を得て支援業務を行う場合においては、当該支援業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項を含むもので

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

なければならない。

(指定申請書に添付する書類)

第四十一条 法第六十条第二項第二号の国土交通省令・厚生労働省令で定める書類は、当該申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表(当該申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)とする。

2 法第六十条第二項第三号の国土交通省令・厚生労働省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)
- 二 当該申請に係る意思の決定を証する書類
- 三 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- 四 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 五 その他都道府県知事が必要と認める書類

(公示)

第四十二条 支援法人は、法第五十九条第一項の規定による指定を受けたときは、法第六十条第二項第一号の支援業務の実施に関する計画(次条において「実施計画」という。)に記載された事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

(法第六十一条第一項の認可の申請)

第四十三条 支援法人は、法第六十一条第一項の規定により、法第六十条第一項第一号の種別を変更して新たに法第六十二条第一号又は第五号に掲げる業務(以下「債務保証業務等」という。)を行うための認可を受けようとするときは、法第六十条第一項第一号及び第三号から第六号までに掲げる事項(同項第一号、第三号及び第六号に掲げる事項については、新たに行う業務に係るものに限る。)を記載した認可申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

(新設)

(新設)

(新設)

-
- 一 実施計画（新たに行う業務に係るものに限る。以下この条において同じ。）
 - 二 当該申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（当該申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
 - 三 定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）
 - 四 当該申請に係る意思の決定を証する書類
 - 五 役員の氏名及び略歴を記載した書類
 - 六 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - 七 その他都道府県知事が必要と認める書類
- 3 都道府県知事は、第一項の認可の申請に係る支援法人が次の各号に掲げる基準のいずれにも適合していると認めるときは、当該認可をするものとする。
- 一 実施計画が、債務保証業務等の適確な実施のために適切なものであること。
 - 二 実施計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
 - 三 前号に掲げるもののほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第二十九条に規定する知識及び能力並びに財産的な基礎を有するものであること。
 - 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて債務保証業務等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - 五 前各号に定めるもののほか、債務保証業務等を公正かつ適確に行うことができるものであること。
- 4 支援法人は、法第六十一条第一項の認可を受けたときは、実施計画に記載された事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。
-

(法第六十一条第二項の国土交通省令・厚生労働省令で定める軽微な変更)

第四十四条 法第六十一条第二項の国土交通省令・厚生労働省令で定める軽微な変更は、法第六十条第一項第五号に掲げる事項に係る変更とする。

(新設)

(事業計画の記載事項等)

第四十五条 法第六十五条第一項の支援業務に係る事業計画は、第四十条第一項第二号から第四号までに掲げる事項に係る各事業年度における計画を含むものでなければならない。

(新設)

2 支援法人は、法第六十五条第一項後段の規定により支援業務に係る事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

3 支援法人は、法第六十五条第一項の認可を受けたときは、当該認可に係る事業計画に記載された事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第四十六条 法第六十五条第二項の支援業務に係る事業報告書は、第四十条第一項第二号から第四号までに掲げる事項に係る各事業年度における実施状況を含むものでなければならない。

(新設)

2 支援法人は、法第六十五条第二項の規定により支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を提出するときは、財産目録及び貸借対照表を添付しなければならない。

(区分経理の方法)

第四十七条 支援法人は、法第六十六条各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

(新設)

2 支援法人は、法第六十六条各号に掲げる業務のうち二以上の業務に

関連する収入及び費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配分して経理しなければならない。

(帳簿)

第四十八条 法第六十七条第一項の支援業務に関する事項で国土交通省

令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 債務保証業務に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ 保証契約等（保証委託契約（支援法人が賃借人である登録住宅入居者（法第二十条第二項に規定する登録住宅入居者をいう。以下このイにおいて同じ。）と締結する契約であつて、当該支援法人が当該登録住宅入居者の家賃債務を保証することを当該登録住宅入居者が委託することを内容とするものをいう。次条第一項第一号において同じ。）及び保証契約（支援法人が賃借人である登録住宅入居者の委託を受けて賃貸人と締結する契約であつて、当該支援法人が当該登録住宅入居者の家賃債務を保証することを内容とするものをいう。ホにおいて同じ。）をいう。以下この号及び次条第一項第二号において同じ。）の相手方の氏名及び住所

ロ 保証契約等を締結した年月日

ハ 保証契約等の期間

ニ 保証契約等の内容

ホ 保証契約に基づく債務の弁済（へ及び次条第一項第三号において「弁済」という。）をした金額及び年月日

ヘ 弁済に係る求償（次条第一項第四号において「求償」という。）をした金額及び年月日

ト その他保証契約等に関し必要な事項

二 残置物処理等業務に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ 残置物処理等業務の相手方の氏名及び住所

ロ 残置物処理等業務を行った年月日

ハ 残置物処理等業務の内容

ニ 残置物処理等業務に関する費用の請求その他金銭の授受に係る

(新設)

事項

ホ その他残置物処理等業務に関し必要な事項

三 債務保証業務等を行う場合を除くほか、支援業務（住宅確保要配慮者から対価を得て当該支援業務を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ 当該住宅確保要配慮者の氏名及び住所

ロ 支援業務を行った年月日

ハ 支援業務の内容

ニ 支援業務の対価及び提供の条件に関する事項

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ支援法人において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第六十七条第一項の帳簿（次項において「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3 支援法人は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、当該帳簿に記載した支援業務に係る契約の終了の日から起算して五年を経過する日までの間、保存しなければならない。

（書類の保存）

第四十九条 法第六十七条第二項の支援業務に関する書類で国土交通省令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの又はこれらの写しとする。

一 保証委託契約の申請に係る書類

二 保証契約等に係る書類

三 弁済に係る書類

四 求償に係る書類

五 住宅確保要配慮者との間で締結した残置物処理等業務に係る契約に係る書類

六 残置物処理等業務に係る法第六十二条第五号の賃貸借契約の解除

（新設）

に係る書類

七 残置物処理等業務に係る法第六十二条第五号の動産の保管、処分その他の処理に係る書類

八 残置物処理等業務に要した費用の請求その他金銭の授受に係る書類

2 前項各号に掲げる書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ支援法人において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって当該書類に代えることができる。

3 支援法人は、第一項各号に掲げる書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、債務保証業務等に係る契約の終了の日から起算して五年を経過する日までの間、保存しなければならない。

（都道府県賃貸住宅供給促進計画の作成等の提案）

第五十条 法第七十一条第一項の規定により都道府県賃貸住宅供給促進計画の作成又は変更の提案を行おうとする支援法人は、その名称又は商号及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に当該提案に係る都道府県賃貸住宅供給促進計画の素案を添えて、都道府県に提出しなければならない。

2 前項の規定は、市町村に対する市町村賃貸住宅供給促進計画の作成又は変更の提案について準用する。この場合において、同項中「第七十一条第一項」とあるのは、「第七十一条第三項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

（新設）

別記様式を次のように改める。

別記様式第一号（第四条第一項関係）

年 月 日

保護の実施機関 殿

登録事業者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者氏名

通 知 書

下記「代理納付された食品の返還に関する事項等」欄記載の内容をよく理解し、これらの事項に同意の上、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

登録住宅の 登録番号		
通知を行う者の 区分	ア 住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員	
	イ 住宅確保要配慮者居住支援法人	
	ウ 賃貸住宅管理者	
	エ 住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員が団体である場合、その構成員	
	オ アからエまでのいずれかに管理を委託する登録事業者	
上記アの場合 （上記オの場合を 含む。）	所属する住宅確保要配慮者居住支援協議会の名称	
	住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員の氏名又は名称	
上記イの場合 （上記オの場合 を含む。）	住宅確保要配慮者居住支援法人の名称	
	指定を受けた都道府県	
上記ウの場合 （上記オの場合を 含む。）	賃貸住宅管理者の名称	
	賃貸住宅管理者登録簿の登録番号	
上記エの場合 （上記オの場合 を含む。）	所属する団体の名称	
	団体の構成員の氏名又は名称	
被保護入居者の 氏名及び住所	氏 名	
	住 所	
毎月の家賃等 の額	家 賃	円
	共 益 費	円

被保護入居者の 居住の安定の 確保を図る上で 支障となる事情	ア 被保護入居者が家賃等の請求に応じない場合 家賃等の納付期限 家賃等の督促を行った年月日 家賃等の請求に応じない理由
	イ 被保護入居者が家賃等を滞納している場合 家賃等の納付期限 家賃等の督促を行った年月日 家賃等を滞納している理由
	ウ 被保護入居者が家賃等を滞納するおそれがある場合 (例1) 登録事業者が管理する他の物件を賃貸していた際に家賃の滞納があった。 (例2) 認知症／心身の障害／高齢等により金銭管理や銀行振込みといった日常生活の営みに困難を感じている様子がみられる。 (例3) 過去に家賃等の滞納のため、保護の実施機関の指導により代理納付となっていた旨、申出があった。
代理納付された 金品の返還に 関する事項等	ア 生活保護法第37条の2に基づき、保護の実施機関により住宅扶助のための保護金品等をもって、家賃等の代理納付が行われた場合であって、①その金額が過分であるなど過誤払いがあったことが発覚したこと又は②被保護入居者の保護の内容の変更、停廃止若しくは取消しがあったことなどにより、保護の実施機関から、既に代理納付された家賃等の全部又は一部の返還を求められたときは当該金品について、速やかに返還すること。 イ 生活保護法第37条の2に基づき、保護の実施機関が住宅扶助のための保護金品等をもって代理納付を行う場合は、保護の実施機関は第三者の立場で被保護入居者の家賃等の債務を弁済するものであって、賃貸人との関係で家賃等の債務を負うものではないこと。 ウ 保護の実施機関が代理納付を行う場合、代理納付を受ける登録事業者は、代理納付に必要な資料の提供等を行い、円滑な代理納付の実施に協力すること。
その他特記事項	

備考

- 1 用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。
- 2 登録事業者が法人である場合には、代表者氏名も記載すること。
- 3 「被保護入居者の居住の安定の確保を図る上で支障となる事情」欄には、家賃等の滞納期間及び額などの家賃等の滞納の状況、被保護入居者が家賃等を滞納するおそれがある事情などを具体的に記載すること。
- 4 「家賃等の請求に応じない理由」又は「家賃等を滞納している理由」について、被保護入居者から理由の聴取をすることができないときは、その旨を記載すれば足りる。
- 5 住宅扶助のための保護金品等とは、住宅扶助のための保護金品及び生活扶助のための保護金品のうち被保護者が賃借して居住する住宅に係る共益費をいう。
- 6 家賃等とは、家賃、補修その他住宅の維持のために必要な費用又は共益費をいう。

別記様式第二号（第五条関係）

年 月 日

都 道 府 県 知 事
市 区 の 長
福祉事務所設置町村の長

殿

（賃貸人）

認 定 申 請 者 住 所
又は主たる事務所の所在地
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

（援助実施者（賃貸人と異なる場合））

認 定 申 請 者 住 所
又は主たる事務所の所在地
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

居住安定援助計画認定申請書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40条第1項の規定に基づき、
居住安定援助計画について別紙のとおり認定を申請します。

備考

1. 認定申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
2. この書類は、居住安定援助賃貸住宅事業に係る居住安定援助賃貸住宅事業者を構成する賃貸人及び援助実施者ごとに作成することとし、居住安定援助賃貸住宅事業を廃止する場合には、当該居住安定援助賃貸住宅事業に係る居住安定援助賃貸住宅事業者を構成する賃貸人及び援助実施者ごとに廃止の届出を行うこととする。

別紙(新規)

I. 全体に係る事項

1. 居住安定援助賃貸住宅事業を行う者

1-1. 賃貸人

法人の場合

商号、名称	[ふりがな]		
住所 (主たる事業所の所在地)	[郵便番号] [電話番号]		
代表者氏名	[ふりがな]	生年月日	
法人の役員	別添1のとおり		
	宅地建物取引業の免許証番号(宅地建物取引業者である場合)		
	住宅宿泊管理業の登録番号(住宅宿泊管理者である場合)		
	賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号(賃貸住宅管理業者である場合)		
	介護保険サービスの事業所番号・サービス種別 (介護保険法に規定する介護保険サービスの指定等を受けた事業所(施設)が実施する場合)		
	障害福祉サービスの事業所番号・サービス種別 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスの指定等を受けた事業所(施設)が実施する場合)		

個人の場合

氏名	[ふりがな]		生年月日	
住所	[郵便番号] [電話番号]			
法定代理人 (未成年である場合)	法人・個人の別	☐ 法人 ☐ 個人		
	商号、名称又は氏名	[ふりがな]	生年月日 (個人の場合)	
	住所 (法人にあっては主たる事業所の所在地)	[郵便番号] [電話番号]		
	法人の役員 (法人の場合)	別添2のとおり		
		宅地建物取引業の免許証番号 (宅地建物取引業者である場合)		
	住宅宿泊管理業の登録番号 (住宅宿泊管理者である場合)			
	賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号 (賃貸住宅管理業者である場合)			
	介護保険サービスの事業所番号・サービス種別 (介護保険法に規定する介護保険サービスの指定等を受けた事業所(施設)が実施する場合)			
	障害福祉サービスの事業所番号・サービス種別 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスの指定等を受けた事業所(施設)が実施する場合)			

1-2. 援助実施者（賃貸人以外が行う場合）

法人の場合

商号、名称	(ふりがな)		
住所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号)	(電話番号)	
代表者氏名	(ふりがな)	生年月日	
法人の役員	別添3のとおり		
	宅地建物取引業の免許証番号 (宅地建物取引業者である場合)		
	住宅宿泊管理業の登録番号 (住宅宿泊管理業者である場合)		
	賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号 (賃貸住宅管理業者である場合)		
	介護保険サービスの事業所番号・サービス種別 (介護保険法に規定する介護保険サービスの指定等を受けた事業所(施設)が実施する場合)		
	障害福祉サービスの事業所番号・サービス種別 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスの指定等を受けた事業所(施設)が実施する場合)		

個人の場合

氏名	(ふりがな)		生年月日	
住所	(郵便番号)	(電話番号)		
法定代理人 (未成年である場合)	法人・個人の別	☐ 法人 ☐ 個人		
	商号、名称又は氏名	(ふりがな)	生年月日 (個人の場合)	
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号)	(電話番号)	
	法人の役員 (法人の場合)	別添4のとおり		
		宅地建物取引業の免許証番号 (宅地建物取引業者である場合)		
		住宅宿泊管理業の登録番号 (住宅宿泊管理業者である場合)		
	賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号 (賃貸住宅管理業者である場合)			
	介護保険サービスの事業所番号・サービス種別 (介護保険法に規定する介護保険サービスの指定等を受けた事業所(施設)が実施する場合)			
	障害福祉サービスの事業所番号・サービス種別 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスの指定等を受けた事業所(施設)が実施する場合)			

2. 居住安定援助の内容及び提供の対価に関する事項

2-1. 要援助者に対する安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎの内容

安否確認	方法 (該当するものすべて)		☐ 通信機器 ☐ 訪問 ☐ 電話 ☐ SNS ☐ その他 ()
	頻度*	(最低)	
	異常発生後の 対応フロー		☐ あり ☐ なし
	委託事業者 (想定を含む)		
見守り	方法 (該当するものすべて)		☐ 訪問 ☐ その他 ()
	頻度*	(最低)	
	委託事業者 (想定を含む)		
福祉サー ビスへの つなぎ	つなぎ先リスト		☐ あり ☐ なし
	適切につないだ ことを確認できる 対応フロー		☐ あり ☐ なし
	委託事業者 (想定を含む)		

*最低頻度のみ記載すること。

2-2. 安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎの提供の対価

安否確認	～	円/月・回
見守り	～	円/月・回
福祉サービスへのつなぎ	～	円/月・回
合計額 (設定している場合)	～	円/月

2-3. 2-1 以外の居住安定援助の内容及び提供の対価 (ある場合)

(内容)	対価(月額・1時間・1回)	～	円
	対価(月額・1時間・1回)	～	円
	対価(月額・1時間・1回)	～	円

2-4. その他居住安定援助の提供の条件に関する事項

--

3. 居住安定援助賃貸住宅の棟数・戸数

申請棟数		棟
申請戸数	認定住宅	戸
	専用賃貸住宅	戸

4. 入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲（範囲を定める場合）

入居を受け入れることとする主な住宅確保要配慮者	☐ 低額所得者 ☐ 被災者（災害から3年以内） ☐ 高齢者 ☐ 障害者 ☐ 子どもを養育している者 ☐ 外国人 ☐ 中国残留邦人等 ☐ 児童虐待を受けた者 ☐ DV被害者 ☐ ハンセン病療養所入所者等 ☐ 爆弾被害者等 ☐ 犯罪被害者等 ☐ 保護観察対象者等 ☐ 刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等 ☐ 困難な問題を抱える女性 ☐ 生活困窮者 ☐ 国土交通大臣が指定する災害の被災者 ☐ その他都道府県又は市区町村の供給促進計画において定められた者	詳細がある場合は以下に具体的に記入
-------------------------	---	-------------------

II. 棟別の事項（複数棟申請する場合は、住棟ごとに作成すること）

5. 居住安定援助賃貸住宅の名称及び所在地

住宅の名称	(ふりがな)
所在地 (住所表示)	(郵便番号)
住宅に関する権原	☐ 1. 所有権 ☐ 2. 賃借権 ☐ 3. 使用貸借による権利 (期間 年 月 日から 年 月 日まで)

※住居表示が決まっていない場合には、地名地番を記載すること。

6. 居住安定援助賃貸住宅の規模並びに構造及び設備

居住部分の 規模*	(最小)		㎡	詳細は別添5のとおり (共同居住型賃貸住宅の 場合は別添6)
	(最大)		㎡	
構造及び設備	共同利用設備	☐ あり ☐ なし		
	☐ 共同居住型賃貸住宅として使用			
	構造	造		
着工又は竣工の 年月	☐ 着工 ☐ 竣工		年 月	
その他	☐ 認定後に耐震改修の工事を行い、工事完了後に耐震性等を確保する場合 (工事完了予定 年 月)			

※認定申請対象戸数が1戸の場合には、「居住部分の規模」は「(最小)」の欄に記載すること。

7. 居住安定援助賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項

家賃の概算額*	(最低) 約	円	詳細は別添5のとおり (共同居住型賃貸住宅の場合は 別添6)
	(最高) 約	円	
共益費の概算額*	(最低) 約	円	
	(最高) 約	円	
敷金の概算額*	(最低) 約	円	
	(最高) 約	円	
その他賃貸の条件 に関する事項			

※認定申請対象戸数が1戸の場合には、それぞれの概算額は「(最低)」の欄に記載すること。

8. 入居に関する問合せ先

商号、名称 又は氏名	
連絡先*	

※「連絡先」欄には連絡のとれる電話番号を記載すること。

別添 1

役員名簿（賃貸人用）

商号、名称	
-------	--

氏名	生年月日	役名等
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		

別添2

役員名簿（賃貸人の法定代理人用）

商号、名称	
-------	--

氏名	生年月日	役名等
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		

別添3

役員名簿（援助実施者用）

商号、名称	
-------	--

氏名	生年月日	役名等
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		

別添4

役員名簿（援助実施者の法定代理人用）

商号、名称	
-------	--

氏名	生年月日	役名等
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		

別添5

住宅の規模及び設備等

1. 居住安定援助賃貸住宅の名称

※棟ごとに作成すること。

2. 専用部分の規模及び設備等

専用部分 の床面積 (㎡)	設備 ^{※1}					住戸数 (戸)	住戸番号 (該当するものを 全て記載)	月額家賃 (概算額) (円)	新築住宅 ・既存住宅 の別 ^{※2}
	完 備	便 所	台 所	取 納	浴 室				
								～ 円	
								～ 円	
								～ 円	
								～ 円	
								～ 円	
								～ 円	
								～ 円	
								～ 円	
								～ 円	

注1) 住戸のタイプ別（規模、設備及び新築住宅と既存住宅の別）にまとめて記載すること。

注2) 設備欄の『完備』は、各戸に便所、台所、収納及び浴室の全てを備えるものを表す。

注3) 浴室はシャワー室を含む。

※1 有りの場合のみ○を記載すること。完備の場合は、完備の欄のみ○を記載すること。

※2 新築住宅の場合のみ○を記載すること。

3. 共同利用設備等

設備等 [※]	
台所	
収納	
浴室	

※有りの場合のみ○を記載すること。

別添6

住宅の規模及び設備等（共同居住型賃貸住宅用）

1. 居住安定援助賃貸住宅の名称

--

※横ごとに作成すること。

2. 専用部分の規模及び設備等

専用部分 の床面積 (㎡)	設備 ^{※1}						住戸数 (戸)	住戸番号 (該当する ものを全て 記載)	月額家賃 (概算額) (円)	新築住宅・ 既存住宅の別 ^{※2}
	完 備	使 所	洗 面	浴 室	台 所	洗濯 室				
									～ 円	
									～ 円	
									～ 円	
									～ 円	
									～ 円	

注1）住戸のタイプ別（規模、設備及び新築住宅と既存住宅の別）にまとめて記載すること。

注2）設備欄の『完備』は、各戸に便所、洗面、浴室、台所及び洗濯室の全てを備えるものを表す。

注3）浴室はシャワー室を含む。

※1 有りの場合のみ○を記載すること。完備の場合は、完備の欄のみ○を記載すること。

※2 新築住宅の場合のみ○を記載すること。

3. 共同利用設備等

設備等 ^{※1}		整備箇所数	想定利用住戸 ^{※2} の 入居可能者数等 ^{※3}	想定利用住戸の入居可能者数等/ 整備箇所数
便所				
洗面				
浴室		(うち浴室(シャ ワール室を除く)の 数:)		
台所				
居間				
食堂				
洗濯室				

※1 有りの場合のみ○を記載すること。

※2 想定利用住戸には、認定の対象としない住戸も含めること。

※3 ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の場合にあっては、共同居住型賃貸住宅（ひとり親世帯居住安定援助賃貸住宅を除く。）の入居可能者数及びひとり親世帯居住安定援助賃貸住宅の入居可能世帯数の合計数（以下同じ。）

4. 延べ床面積等

全住戸 [※] の 入居可能者数等	当該地域における最低延べ床面積 (基本: 全住戸の入居可能者数×15+10)	住棟の延べ床面積 (㎡) [※]

※全住戸数と延べ床面積には、認定の対象としない住戸も含めること。

別記様式第三号（第十九条関係）

年 月 日

都道府県知事
市区の長
福祉事務所設置町村の長

殿

（賃貸人）

届出者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者氏名

（援助実施者（賃貸人と異なる場合））

届出者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者氏名

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する
法律施行規則第19条の規定に係る届出書

下記の者は、精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったので、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第19条の規定に基づき、届け出ます。

記

氏名	
生年月日	
役名等	
届出者との関係	
認定番号	

備考

1. 届出者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
2. 病名、障害の程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付すること。

別記様式第四号（第二十二条第一項関係）

年 月 日

都 道 府 県 知 事
 市 区 の 長
 福祉事務所設置町村の長

殿

（賃貸人）

認 定 事 業 者 住 所
 又は主たる事務所の所在地
 氏 名 又 は 名 称
 代 表 者 氏 名

（援助実施者（賃貸人と異なる場合））

認 定 事 業 者 住 所
 又は主たる事務所の所在地
 氏 名 又 は 名 称
 代 表 者 氏 名

居住安定援助計画の変更申請書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 44 条第 1 項の規定に基づき、居住安定援助計画の変更の認定を申請します。

認定番号				
変更に係る事項	変更前	変更後	変更予定 年月日	変更理由

備考

1. 変更の認定申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
2. 居住安定援助計画の変更が添付書類の変更を伴う場合にあっては、当該変更後の添付書類を添付すること。

別記様式第五号（第二十三条第一項関係）

年 月 日

〔都道府県知事
市区の長
福祉事務所設置町村の長〕 殿

（賃貸人）

届 出 者 住 所
又は主たる事務所の所在地
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

（援助実施者（賃貸人と異なる場合））

届 出 者 住 所
又は主たる事務所の所在地
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

居住安定援助賃貸住宅事業の廃止届出書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 44 条第 3 項の規定に基づき、居住安定援助賃貸住宅事業の廃止を届け出ます。

居住安定援助賃貸住宅の名称*	
居住安定援助賃貸住宅の所在地*	
認定番号	
事業廃止予定日	
事業廃止の理由	

※複数棟ある場合は、「（いずれか一つの名称）ほか」と記載すること。

（例：Aハイツ、Bハイツ、Cハイツについて届け出る場合は「Aハイツ ほか」と記載すること）

年 月 日

〔 都 道 府 県 知 事
市 区 の 長
福祉事務所設置町村の長 〕 殿

(賃貸人)
申 請 者 住 所
又は主たる事務所の所在地
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 氏 名
(援助実施者（賃貸人と異なる場合）)
申 請 者 住 所
又は主たる事務所の所在地
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

認定事業者の地位の承継に係る承認申請書

認定住宅の整備及び管理に必要な権原を取得したため、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第 24 条の規定に基づき、認定事業者の地位の承継の承認を申請します。

認定番号	
地位の承継前の居住安定援助賃貸住宅事業を行う者の商号、名称又は氏名	
承継予定年月日	
地位の承継が生じた原因	

備考
地位の承継の事実を証する書類及びその写しを添えて提出すること。

別記様式第七号（第二十五条関係）

年 月 日

認定事業者 殿

（ 都 道 府 県 知 事
市 区 の 長
福祉事務所設置町村の長 ）

認定事業者の地位の承継の承認について（通知）

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律
施行規則第 24 条の規定に基づき申請のあった居住安定援助計画（第 号）に係る地位
の承継について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 45 条の規
定に基づき承認をしたので通知します。

別記様式第八号（第三十条第二項関係）

年 月 日

（都道府県知事
市区の長
福祉事務所設置町村の長） 殿

（賃貸人）

認定事業者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

（援助実施者（賃貸人と異なる場合））

認定事業者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

居住安定賃貸援助賃貸住宅事業定期報告書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第49条の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

認定番号	
住宅の名称*	
住宅の所在地*	

※複数棟ある場合は、「（いずれか一つの名称）ほか」と記載すること。

（例：Aハイツ、Bハイツ、Cハイツについて届け出る場合は「Aハイツほか」と記載すること）

別紙

Ⅰ 認定計画の内容と現況との間の相違

認定内容（直近の認定事項）と現在（ 年 月 日現在）の状況に相違がないかを記入してください。また、Ⅰについて報告すべき事項があるときはその内容を記入してください。

※①～⑩、⑬、⑭及び⑮の内容に相違が「あり」の場合は変更申請してください。

内 容	相違の有無
① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
② 居住安定援助賃貸住宅の位置	
③ 居住安定援助賃貸住宅の戸数	
④ 居住安定援助賃貸住宅の規模	
⑤ 居住安定援助賃貸住宅の構造及び設備	
⑥ 入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲	
⑦ 専用賃貸住宅の戸数 (戸数の増加は届出で足り、変更に係る認定申請不要)	
⑧ 居住安定援助賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件 (家賃、敷金及び共益費の減額は届出で足り、変更に係る認定申請不要)	
⑨ 居住安定援助の内容	
⑩ 居住安定援助の提供の対価その他提供の条件 (対価の減額は届出で足り、変更に係る認定申請不要)	
⑪ 法人である場合は役員の氏名 ※該当しない場合は「なし」と記入してください。	
⑫ 未成年者である場合は法定代理人の氏名 (法定代理人が法人である場合は、その代表者及び役員の氏名の変更に係る認定申請不要) ※該当しない場合は「なし」と記入してください。	
⑬ 居住安定援助賃貸住宅の名称	
⑭ 着工又は竣工の年月	
⑮ 居住安定援助賃貸住宅に関する権利の種別及び内容	
⑯ 居住安定援助賃貸住宅への入居に関する問合せを受けるための連絡先	
報告すべき事項があるときはその内容	

Ⅱ 業務の法令適合性

業務の現在（ 年 月 日現在）の状況と法令との適合性について記入してください。

（適合性「なし」の場合、理由の欄に具体的に記載してください。）

項目	内 容	適合性の有無
書面の交付 及び説明	① 認定住宅入居者 [※] に対し、入居契約を締結するまでに居住安定援助の内容、入居契約の内容等について、書面の交付又は電磁的方法による提供をして説明している。	
帳簿の 備付け	② 認定住宅入居者 [※] に対する居住安定援助の内容等を帳簿に記載し保存している。	
	③ 帳簿は各事業年度の末日で閉鎖し、5年間保存している。	
目的外使用	④ （該当する場合）住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）第50条第1項に基づき承認を受けている。 （該当しない場合は「なし」と記入してください。）	
その他 遵守事項	⑤ 業務に関して広告をする場合において、表示についての方法を遵守している。	
	⑥ 認定住宅入居者 [※] に対して説明した事項に変更があったときは、当該認定住宅入居者 [※] に対し、その変更の内容について、書面の交付又は電磁的方法による提供をして説明している。	
	⑦ 認定住宅を良好な状態に保つように維持、修繕している。	
	⑧ 認定事業者自身を紹介することの対償として福祉サービス等事業者に金品等の利益を供与していない。	
	⑨ 認定住宅入居者 [※] 等を紹介することの対償として福祉サービス等事業者から金品等の利益を受受していない。	
	⑩ 居住安定援助について特定の認定住宅入居者 [※] に対して不当な差別的取扱いをしていない。	
	⑪ 認定住宅入居者 [※] が安心して生き生きと明るく生活できるよう必要な情報や居住安定援助を提供するとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を提供する等認定住宅入居者の居住の安定を図るよう努めている。	
	⑫ プライバシーの確保に配慮した運営を行っている。	
	⑬ 居住安定援助の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、認定住宅入居者 [※] に対し、当該居住安定援助の提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいよう説明を行っている。	
	⑭ 業務上知り得た認定住宅入居者 [※] の秘密を漏らしていない。	
	⑮ 職員が業務上知り得た認定住宅入居者 [※] の秘密を、当該職員の退職後も漏らさないような措置を講じている。	
	⑯ 基本方針及び賃貸住宅供給促進計画に照らして適切に業務を行っている。	
適合性なし の理由		

※法第46条第1項に規定する認定住宅入居者（認定住宅に入居する住宅確保要配慮者）をいう。

Ⅲ 居住安定援助賃貸住宅事業の実施状況

1 認定住宅の入居状況

(1) 現在の状況 (年度末)

認定住宅 戸数①	うち専用賃貸 住宅戸数②	認定住宅 入居戸数 (※1) ③	うち住宅確 保要配慮者 の入居戸数 ④	うち要援助 者(※2)の 入居戸数⑤	空き戸数 ⑥ =①-③	専用賃貸住宅 の供給状況 ②≦⑤+⑥	専用賃貸住宅 の供給状況 不可の場合 の理由等

(※1) 住宅確保要配慮者以外の者が入居する認定住宅の戸数を含む。

(※2) 「要援助者」とは、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第14条第1号住書に規定する者のことをいう。

(2) 年度実績 (年度)

認定住宅入居戸数(累計)	うち住宅確保要配慮者の 入居戸数(累計)	うち要援助者の 入居戸数(累計)

(注) 一の年度中に、一の住戸に2(以上)の世帯が入居した場合は、「入居戸数(累計)」は「2(以上)」と記載する。(例: 4～9月にA世帯、10～3月にB世帯が入居した場合は、「2」と記載する。)

	低額 所得者	被災者 (災害から 3年以内)	高齢者	障害者	子どもを 養育して いる者	その他 住宅確保要配慮者
住宅確保要配慮者の 入居戸数(累計)の 属性別内訳						
うち要援助者の 入居戸数(累計)の 属性別内訳						

(注) 一の住戸に入居する住宅確保要配慮者が複数の属性に該当する場合は、当該住宅確保要配慮者が該当する属性全てに計上する。(例: 高齢者かつ障害者である者が入居した場合は、高齢者に1、障害者に1を計上する。)

一の住戸に入居する世帯に、属性の異なる複数の住宅確保要配慮者が含まれる場合は、当該世帯の住宅確保要配慮者が該当する属性全てに計上する。(例: 一の住戸に、高齢者である親と障害者である子が入居した場合は、高齢者に1、障害者に1を計上する。)

2 要援助者に対する居住安定援助(安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ)の年度実績 (年度)

(1) 要援助者に対する居住安定援助(安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ)の提供体制

外部委託の有無	☐ あり ☐ なし
委託の内容	
外部委託契約書の有無	☐ あり ☐ なし
外部委託の特記事項	

(2) 要援助者に提供した安否確認(1日に1回以上)の実施状況

実施方法 (該当するもの すべて)	☐ 通信機器 ☐ 訪問 ☐ 電話 ☐ SNS ☐ その他 ()
延べ異常発生回数	

異常発生後の対応結果	入居者の状況	異常あり（ 件）⇒うち死亡件数（ 件） 無 事（ 件）
	入居者の状況 異常ありの場合の対応状況	対応あり（ 件） 対応なし（ 件）⇒理由（ ）

（３）要援助者に提供した見守り（１ヶ月に１回以上）の実施状況

実施方法	
延べ実施回数	
実施状況	☐ １ヶ月に１回以上見守りを実施した
	☐ 実施していない場合の理由

（４）要援助者に提供した福祉サービスへのつなぎの実施状況

つなぎを行った合計人数

新規につなぎを行った合計回数						
属性(重複可)	自治体		自治体の相談機関		民間事業者等	
	つなぎ先名	新規回数	つなぎ先名	新規回数	つなぎ先名	新規回数
低額所得者						
被災者 (災害から３年以内)						
高齢者						
障害者						
子どもを 養育している者						
その他 住宅確保 要配慮者						

実施状況	☐ 要援助者に必要なつなぎを実施した
	☐ 福祉サービスにつなぐ必要がなかった
	☐ その他（ ）

３ 認定住宅入居者^(※１)に対する居住安定援助（「２ 要援助者に対する居住安定援助（安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ）」以外）の年度実績（ 年度）

提供した居住安定援助（「２ 要援助者に対する居住安定援助（安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ）」以外）の内容 ^(※２)	提供を受けた認定住宅入居者数	提供を受けた認定住宅入居者の主な属性 ^(※３)

（※１）法第４６条第１項に規定する認定住宅入居者（認定住宅に入居する住宅確保要配慮者）をいう。

（※２）「認定住宅入居者（要援助者以外）に対し、居住安定援助を実施した場合」及び「要援助者に対し、安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ以外の居住安定援助を実施した場合」について記載。

（※３）低額所得者、被災者（災害から３年以内）、高齢者、障害者、子どもを養育している者、その他住宅確保要配慮者（具体的に記載）。

別記様式第九号（第三十二条関係）

年 月 日

（都道府県知事
市区の長
福祉事務所設置町村の長）殿

（賃貸人）

認定事業者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

（援助実施者（賃貸人と異なる場合））

認定事業者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

目的外使用に係る承認申請書

専用賃貸住宅の入居者を一定期間確保することができなかったため、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第32条の規定に基づき、住宅確保要配慮者の入居を阻害しない範囲で目的外使用することを申請します。

認定番号		
住戸番号	目的外使用を行う住戸の 空室期間*	年 月 日～ 年 月 日 (か月間)
	定期建物賃貸借の 契約期間*	

※目的外使用を行う住戸番号ごとに記入し、欄が不足する場合は追加すること。

年 月 日

保護の実施機関 殿

(賃貸人)

認定事業者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

(奨助実施者（賃貸人と異なる場合））

認定事業者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

通 知 書

下記「代理納付された金品の返還に関する事項等」欄記載の内容をよく理解し、これらの事項に同意の上、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）第53条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

認定番号	
通知を行う者の区分	ア 住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員
	イ 住宅確保要配慮者居住支援法人
	ウ 賃貸住宅管理業者
	エ 登録家賃債務保証業者
	オ 住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員が団体である場合、その構成員
	カ アからオまでのいずれかに該当する者と共同で認定を受けている賃貸人
	キ アからオまでのいずれかに認定住宅の管理を委託する認定事業者
上記アの場合 （上記キの場合を含む。）	所属する住宅確保要配慮者居住支援協議会の名称
	住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員の氏名又は名称
上記イの場合 （上記キの場合を含む。）	住宅確保要配慮者居住支援法人の名称
	指定を受けた都道府県

上記ウの場合 (上記キの場合を含む。)	賃貸住宅管理業者の名称	
	賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号	
上記エの場合 (上記キの場合を含む。)	登録家賃債務保証業者	
	登録番号	
上記オの場合 (上記キの場合を含む。)	所属する団体の名称	
	団体の構成員の氏名又は名称	
上記カの場合	共同で認定を受けている者の区分（ア～オのいずれかを記載）	
	共同で認定を受けている者の氏名又は名称	
被保護認定住宅 入居者の氏名 及び住所	氏 名	
	住 所	
毎月の家賃等の額	家 賃	円
	共 益 費	円
代理納付された金 品の返還に関する 事項等	ア 法第53条第2項に基づき、保護の実施機関により住宅扶助のための保護金品等をもって、家賃等の代理納付が行われた場合であって、①その金額が過分であるなど過額払いがあったことが発覚したこと又は②被保護認定住宅入居者の保護の内容の変更、廃止若しくは取消しがあったことなどにより、保護の実施機関から、既に代理納付された家賃等の全部又は一部の返還を求められたときは当該金品について、速やかに返還すること。 イ 法第53条第2項に基づき、保護の実施機関が住宅扶助のための保護金品等をもって代理納付を行う場合は、保護の実施機関は第三者の立場で被保護認定住宅入居者の家賃等の債務を弁済するものであって、賃貸人との関係で家賃等の債務を負うものではないこと。 ウ 保護の実施機関が代理納付を行う場合、代理納付を受ける認定事業者は、代理納付に必要な資料の提供等を行い、円滑な代理納付の実施に協力すること。	
その他特記事項		

備考

- 1 用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。
- 2 認定事業者が法人である場合には、代表者氏名も記載すること。
- 3 住宅扶助のための保護金品等とは、住宅扶助のための保護金品及び生活扶助のための保護金品のうち被保護者が賃借して居住する住宅に係る共益費をいう。
- 4 家賃等とは、家賃、補修その他住宅の維持のために必要な費用又は共益費をいう。

（国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(高齢者居宅生活支援事業に該当することとなる事業) 第一条 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令(以下「令」という。)<u>第一条第五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事業は、次に掲げるものとする。</u> 一・二 (略) 三 状況把握サービスを提供する事業 四 (略) 五 生活相談サービスを提供する事業 六・七 (略) (住民の意見を反映させるために必要な措置) 第二条 高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「法」という。) 第四条第六項(同条第八項及び法第四条の二第三項において準用する場合を含む。)<u>の国土交通省令・厚生労働省令で定める方法は、都道府県高齢者居住安定確保計画(法第四条の二第三項において準用する場合)にあつては、市町村高齢者居住安定確保計画)の案及び当該案に対する住民の意見の提出方法、提出期限、提出先その他住民の意見の提出に必要な事項を、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な手段により住民に周知する方法とする。</u> (年齢その他の要件) 第三条 法第五条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める年齢その他の要件は、六十歳以上の者又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十九条第一項に規定する要介護認定(第二号において「要	(高齢者居宅生活支援事業に該当することとなる事業) 第一条 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令(以下「令」という。)<u>第一条第五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事業は、次に掲げるものとする。</u> 一・二 (略) 三 高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「法」という。)<u>第一条第五号の状況把握サービス(以下単に「状況把握サービス」という。)を提供する事業</u> 四 (略) 五 法第五条第一項の生活相談サービス(以下単に「生活相談サービス」という。)<u>を提供する事業</u> 六・七 (略) (住民の意見を反映させるために必要な措置) 第二条 法第四条第六項(法第四条の二第三項において準用する場合を含む。)<u>の国土交通省令・厚生労働省令で定める方法は、都道府県高齢者居住安定確保計画(法第四条の二第三項において準用する場合)にあつては、市町村高齢者居住安定確保計画)の案及び当該案に対する住民の意見の提出方法、提出期限、提出先その他住民の意見の提出に必要な事項を、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な手段により住民に周知する方法とする。</u> (年齢その他の要件) 第三条 法第五条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める年齢その他の要件は、六十歳以上の者又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十九条第一項に規定する要介護認定(以下単に「要介護認

介護認定」という。)若しくは同条第二項に規定する要支援認定(同号において「要支援認定」という。)を受けている六十歳未満の者(地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条の七第一項に規定する認定市町村が、同法第十七条の二十四第一項に規定する生涯活躍のまち形成事業計画において、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準に従い、当該計画に記載された同法第五条第四項第十号に規定する生涯活躍のまち形成地域の区域内のサービス付き高齢者向け住宅の入居者について要件を別に定めた場合においては、当該要件に該当する者を含む。)であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当する者であることとする。

一・二 (略)

(登録申請書の記載事項)

第六条 法第六条第一項第十五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 入居契約の形態

四 サービス付き高齢者向け住宅若しくは高齢者生活支援サービスの提供の用に供するための施設又はこれらの存する土地に関する権利の種別及び内容

五・七 (略)

八 サービス付き高齢者向け住宅事業に係る法第五十二条第一項の認可及び法第五十七条第二項の規定による届出の有無

九 (略)

十 サービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する法第四条第二項第二号ニに規定する高齢者居宅生活支援事業の用に供するための施設の名称、位置及び種類

十一・十六 (略)

定」という。)若しくは同条第二項に規定する要支援認定(以下単に「要支援認定」という。)を受けている六十歳未満の者(地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条の七第一項に規定する認定市町村が、同法第十七条の二十四第一項に規定する生涯活躍のまち形成事業計画において、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準に従い、当該計画に記載された同法第五条第四項第十号に規定する生涯活躍のまち形成地域の区域内のサービス付き高齢者向け住宅の入居者について要件を別に定めた場合においては、当該要件に該当する者を含む。)であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当する者であることとする。

一・二 (略)

(登録申請書の記載事項)

第六条 法第六条第一項第十五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 法第六条第一項第十二号の入居契約(以下単に「入居契約」という。)の形態

四 サービス付き高齢者向け住宅若しくは高齢者生活支援サービスの提供の用に供するための施設又はこれらの存する土地(以下「サービス付き高齢者向け住宅等」という。)に関する権利の種別及び内容

五・七 (略)

八 サービス付き高齢者向け住宅事業に係る法第五十二条第一項の認可の有無

九 (略)

十 サービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する高齢者居宅生活支援事業の用に供するための施設(以下「高齢者居宅生活支援施設」という。)の名称、位置及び種類

十一・十六 (略)

(加齢対応構造等の基準)

第十条 法第七条第一項第三号の国土交通省令・厚生労働省令で定める基準は、既存の建物の改良（用途の変更を伴うものを含む。）により整備されるサービス付き高齢者向け住宅に係る法第五条第一項の登録が行われる場合において、建築材料又は構造方法により、法第五十七条第一項第二号に掲げる基準をそのまま適用することが適当でないと認められる加齢対応構造等について適用されるものであって、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 居住部分内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。

$$T \geq 19.5$$

$$\frac{R}{22} \leq \frac{T}{21}$$

$$55 \leq T + 2R \leq 65$$

(T及びRは、それぞれ次の数値を表すものとする。次号において同じ。)

T 踏面の寸法（単位 センチメートル）

R けあげの寸法（単位 センチメートル）

三〇五 (略)

(家賃等の前払金の返還方法)

第十二条 法第七条第一項第六号ホの国土交通省令・厚生労働省令で定める一定の期間は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 入居者の入居後、家賃等の前払金の算定の基礎（法第七条第一項第六号ニの家賃等の前払金の算定の基礎をいう。）として想定した入居者が入居する期間が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合（前号に規定する場合を除く。）

(加齢対応構造等の基準)

第十条 法第七条第一項第三号の国土交通省令・厚生労働省令で定める基準は、既存の建物の改良（用途の変更を伴うものを含む。）により整備されるサービス付き高齢者向け住宅に係る法第五条第一項の登録が行われる場合において、建築材料又は構造方法により、法第五十四条第一号ロに規定する基準をそのまま適用することが適当でないと認められる加齢対応構造等である構造及び設備について適用されるものであって、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 居住部分内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。

$$T \geq 19.5$$

$$\frac{R}{22} \leq \frac{T}{21}$$

$$55 \leq T + 2R \leq 65$$

(T及びRは、それぞれ次の数値を表すものとする。以下同じ。)

T 踏面の寸法（単位 センチメートル）

R けあげの寸法（単位 センチメートル）

三〇五 (略)

(家賃等の前払金の返還方法)

第十二条 法第七条第一項第六号ホの国土交通省令・厚生労働省令で定める一定の期間は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 入居者の入居後、法第七条第一項第六号ニの家賃等の前払金の算定の基礎として想定した入居者が入居する期間が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合（前号の場合を除く。）にあっては、当該期間

にあつては、当該期間

2 法第七条第一項第六号ホの国土交通省令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 前項第一号に掲げる場合にあつては、法第六条第一項第十二号の家賃等（以下「家賃等」という。）の月額を三十で除した額に、入居の日から起算して契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日までの日数を乗じる方法

二（略）

（帳簿）

第二十一条（略）

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録事業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第十九条の帳簿（次項において「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3（略）

（登録住宅の目的外使用の承認を受けるための登録住宅の入居者を確保することができない期間）

第二十二条 法第十九条の二第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める期間は、三月とする。

（登録住宅の目的外使用の承認の申請）

第二十三条 法第十九条の二第一項の承認を受けようとする者は、別記様式第三号による申請書を、都道府県知事に提出しなければならない。

（住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るための援助を適確に実施することができる者）

2 法第七条第一項第六号ホの国土交通省令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 前項第一号に掲げる場合にあつては、法第六条第一項第十二号の家賃等（以下単に「家賃等」という。）の月額を三十で除した額に、入居の日から起算して契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日までの日数を乗じる方法

二（略）

（帳簿）

第二十一条（略）

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録事業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第十九条の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3（略）

（新設）

（新設）

第二十四条 法第十九条の二第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号。第三号において「住宅確保要配慮者法」という。）第五十九条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人

二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人

三 前二号に掲げる者のほか、住宅確保要配慮者法第二条第一項に規定する住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るための援助を適確に実施することができる者として都道府県知事が認める者

（登録住宅の目的外使用の賃貸借の期間）

第二十五条 法第十九条の二第三項の国土交通省令・厚生労働省令で定める期間は、五年とする。

第二十六条 （略）

（公告の方法）

第二十七条 法第二十七条第一項の規定による公告は、都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市において、それぞれ指定都市又は中核市（第三十四条において「指定都市等」という。））の公報によるものとする。

第二十八条 ～ 第三十条 （略）

（帳簿）

第三十一条 （略）

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電

（新設）

（新設）

第二十二條 （略）

（公告の方法）

第二十三條 法第二十七條第一項の規定による公告は、都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市においては、それぞれ指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。））の公報によるものとする。

第二十四條 ～ 第二十五條 （略）

（帳簿）

第二十六條 （略）

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電

磁的記録媒体に記録され、必要に応じ指定登録機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第三十四条第一項の帳簿（次項において「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3 (略)

第三十二条～第三十四条 (略)

別記様式第一号 (第四条関係)

(略)

別紙

1. ～4. (略)

5. サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期 (居住の用に供する前である場合)

(略)	(略)
終身賃貸事業者の事業の認可等	☐ 法第52条第1項の認可を受けている
(略)	☐ 法第57条第2項の届出をしている
(略)	(略)

(略)

6. ～12. (略)

別添1～別添5 (略)

別記様式第三号 (第二十三条関係)

磁的記録媒体に記録され、必要に応じ指定登録機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第三十四条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3 (略)

第二十七条～第二十九条 (略)

別記様式第一号 (第四条関係)

(略)

別紙

1. ～4. (略)

5. サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期 (居住の用に供する前である場合)

(略)	(略)
終身賃貸事業者の事業の認可	☐ 法第52条の認可を受けている
(略)	(略)

(略)

6. ～12. (略)

別添1～別添5 (略)

(新設)

年 月 日

〔保証人等印〕
印
〔印鑑の位置〕

受 贈 者 兼 住 所
又は主たる事業所の所在地
氏 名 又は 英 称
代 理 者 氏 名

目的外使用に関する承認書

保証人等の入居者を一定期間継続することができなかったため、国土を譲与・買収等関係
保証人等の居住の安全確保に関する法的執行関係等 24 条の規定に基づき、買収等等の入居を
提供しない・撤回し目的外使用することを承認します。

登録番号					
住戸番号	目的外使用を 行う住戸の 登記簿等	年	月	日	年 月 日 の期限
	定期借家賃貸付の 契約関係				

※目的外使用を行う住戸番号ごとに記入し、欄外不足する場合は添付すること。

（公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部改正）

第三条 公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令（平成八年厚生省建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	(公営住宅法第四十五条第一項の事業) 第一条 公営住宅法(以下「法」という。)第四十五条第一項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。 一・二 (略) 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十八項に規定する共同生活援助(次条において「共同生活援助」という。)を行う事業 四 (略) 五 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号)第八条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業又は同法第四十条第一項に規定する居住安定援助賃貸住宅事業 六 (略) (法第四十五条第一項の者) 第二条 法第四十五条第一項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一・七 (略) 八 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十二条第一項に規定する登録事業者又は同法第四十四条第三項に規定する認定事業者
改正前	(公営住宅法第四十五条第一項の事業) 第一条 公営住宅法(以下「法」という。)第四十五条第一項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。 一・二 (略) 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十七項に規定する共同生活援助(次条において「共同生活援助」という。)を行う事業 四 (略) (新設) 五 (略) (法第四十五条第一項の者) 第二条 法第四十五条第一項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一・七 (略) (新設)

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次条の規定は、同年七月一日から施行する。

（準備行為）

第二条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第三条第一項及び第二項の規定による認可の申請、その認可及び公示並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この省令の施行前においても、第一条の規定による改正後の国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第四十三条の規定の例により行うことができる。

（国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（次条第一項において「旧法」という。）第四十条の規定により指定された支援法人（次条において「現支援法人」という。）であるものは、この省令の施行後遅滞なく、新規則第三十九条第二号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければなら

ない。

第四条 現支援法人については、改正法第一条の規定による改正後の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「新法」という。）第六十五条第一項に規定する事業計画及び収支予算（この省令の施行の際現に行われている旧法第四十二条各号に掲げる支援業務（次条において「現支援業務」という。）であつて、この省令の施行の日以降も引き続き行われるものに係る部分に限る。以下この項において「事業計画等」という。）に係る新法第六十五条第一項の規定に基づく都道府県知事の認可の申請（次項において「認可申請」という。）に係る新規則第四十五条第一項の規定は、令和八年四月一日以後最初に開始する事業年度（次項及び次条において「令和八年事業年度」という。）に係る事業計画等から適用することができる。

2 現支援法人は、令和八年事業年度の認可申請に当たっては、新規則第四十二条に規定する実施計画を添付しなければならない。この場合において、当該現支援法人は、同条の規定の例により当該実施計画に記載された事項を公示しなければならない。

第五条 新規則第四十六条第一項の規定は、令和八年事業年度に係る新法第六十五条第二項に規定する事業報告書（現支援業務であつて、この省令の施行の日以降も引き続き行われるものに係る部分に限る。）から適用することができる。

第六条 この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に新規則第四十八条第一項第一

号イに規定する保証契約等又は同項第三号に規定する支援業務に係る契約が締結された場合における新法第六十七条第一項に規定する帳簿の記載事項については、新規則第四十八条第一項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（様式に係る経過措置）

第七条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。